

令和6年

# 第1回柳泉園組合議会定例会会議録

令和6年2月22日開会

柳泉園組合議会

## 令和6年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 4
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 6
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 7
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 4
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 4
○閉 会	4 9

令和6年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

---

令和6年2月22日 開会

---

議事日程

1. 会期の決定
  2. 会議録署名議員の指名
  3. 諸般の報告
  4. 施政方針
  5. 行政報告
  6. 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
  7. 議案第2号 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について
  8. 議案第3号 令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）
  9. 議案第4号 令和6年度柳泉園組合経費の負担金について
  10. 議案第5号 令和6年度柳泉園組合一般会計予算
- 

1 出席議員

1番 当 麻 一 哉	2番 高 橋 和 義
3番 北 村 龍 太	4番 中 村 す ぐ る
5番 鈴 木 ゆ う ま	6番 坂 井 か ず ひ こ
7番 原 田 ひ ろ み	8番 小 西 み か
9番 や つ だ こ う じ	

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	澁 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	西 村 幸 高
会計管理者	後 藤 寿 之

清瀬市市民環境部長	高見澤 進 吾
東久留米市環境安全部長	長 澤 孝 仁
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

### 3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	横 山 雄 一
資源推進課長	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	神 崎 真 之
書記	松 本 賢 一
書記	清 水 翼

---

午前10時00分 開会

○議長（坂井かずひこ） おはようございます。開会前に報告を申し上げます。遅参の連絡が鈴木ゆうま議員からありましたので、報告を申し上げます。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和6年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○議長（坂井かずひこ） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、2月15日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、北村龍太議員に報告を求めます。

○3番（北村龍太） おはようございます。去る2月15日、代表者会議が開催され、令和6年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和6年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月22日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」と「日程第5、行政報告」を続けて行い、行政報告の終了後に一括して質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第7、議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第9、議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金について」と「日程第10、議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので、一括で上程し、採決いたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和6年第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第1回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（坂井かずひこ） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（坂井かずひこ） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第4番、中村すぐる議員、第5番、鈴木ゆうま議員、以上のお二方をお願いいたします。

---

○議長（坂井かずひこ） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

---

○議長（坂井かずひこ） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） 令和6年柳泉園組合議会第1回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、令和6年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し述べさせていただきます、行政報告の中では、令和5年11月から令和6年1月までの主な事務事業につきまして御報告をさせていただきます。また、御案内のとおり、専決処分、補正予算及び令和6年度予算案など、5件の議案を提案させていただいております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

---

○議長（坂井かずひこ） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。

なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず、施政方針を行います。

○管理者（富田竜馬） 令和6年第1回柳泉園組合議会定例会にあたり、令和6年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を述べさせていただきます、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営について申し上げます。

当組合においては、中間処理施設の立場から、より資源循環型社会構築に寄与するため、資源化への情報発信・情報提供を推進し、さらなる資源化を図り、地球温暖化対策の推進として、発電による廃棄物エネルギーを有効活用することで化石燃料の使用量を削減し、

脱炭素化に今後も貢献してまいります。また、令和5年10月から清瀬市及び西東京市の御理解、御協力の上、電力を供給する発電所として、発電電力を東久留米市内の小中学校及び公共施設へ地産地消電力として試行的に供給を始めさせていただいております。本年度につきましては、余剰電力量からどの程度まで公共施設へ電力供給が可能か、仕様を含め検証を行い、事業の在り方について関係市と検討してまいります。

当組合の廃棄物処理事業の継続はもちろんのこと、ごみ処理が滞ることがないように、引き続き、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の衛生的で安全・安定した処理を第一に考え、環境に配慮した施設運営に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は海外紛争や円安などに起因するエネルギー価格や物価高騰による対応等から、依然として厳しい状況であるため、引き続き歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

歳出につきましては、決算不用額が多くなることをないように、各種経費について精査し、必要最小限の支出に抑えてまいります。また、令和6年度においても引き続き買電電力ゼロを目標にしてまいります。

歳入については、負担金以外の自主財源は、社会経済などの影響による増減はありますが、負担金総額が極端に増額することがないように、特に売電電力は、綿密に運転計画を計り効率的な運転の実施による電力量の確保と資源回収物の売払収入による歳入の確保に努めてまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成を考慮した採用を引き続き行ってまいります。また、人員については総数の範囲内で引き続き「定員管理計画」どおりの計画的な管理を行ってまいります。なお、関係市との人事交流につきましては、当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識から、令和2年度から東久留米市と、令和4年度は清瀬市と実施しており、令和6年度からは西東京市と再開し、引き続き交流を深めてまいります。

次に、令和6年度予算編成について申し上げます。

予算編成にあたりましては、歳入の使用料及び手数料について、令和4年度の決算額及

び令和5年度の決算見込みを基に精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、設備補修、委託業務及び工事請負費等が増額しておりますが、人件費や積立金などは減額、また、各施設の維持管理に係る経費は、基本的に過去の決算額を基に精査した上で必要経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入において繰越金及び資源回収物売払が大幅な減額と、歳出において設備補修、不燃物再利用（ガス化溶融）委託等の各種委託料及び工事請負費等が増額したことにより、前年度に比べ1,451万3,000円増の27億1,285万円となります。なお、関係市の負担金総額につきましては、前年度に比べ5,651万3,000円増の12億9,200万2,000円となります。

次に、令和6年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、暫定再任用職員1名を含む職員31名体制といたします。

総務関係の主な事業につきましては、新清掃施設整備基本構想策定等業務委託として、その経費に1,732万4,000円を計上しております。現在のごみ処理施設は、不燃・粗大ごみ処理施設が竣工から49年、リサイクルセンターが31年、柳泉園クリーンポートが23年経過している状況であり、25年程度の稼動が一般的と言われているごみ処理施設の稼動年数を考慮すると、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターは耐用年数を超えている状況でございます。また、焼却施設については、新施設更新の計画から竣工までにおおむね10年程度の期間を要することから、新清掃施設整備基本構想の策定に、関係市を交えて進めさせていただきます。

次に、施設関係について申し上げます。

清柳園について、清柳園焼却施設解体工事監理業務委託として1,123万1,000円、清柳園焼却施設解体工事に1億4,598万8,000円をそれぞれ計上しております。この解体工事につきましては、令和6年度から令和8年度までの期間を予定し、併せて解体工事の施工監理につきましても業務委託をするものでございます。こちらには、清柳園解体事業基金を充当し、一般財源からの支出はございません。また、新規事業等として二酸化炭素消防設備容器弁交換補修及び構内道路舗装補修などを含めた修繕料に、3,839万5,000円を計上しております。

次に、ごみ処理施設関係について申し上げます。

まず、新規事業のプラットホーム管理業務委託でございます。これまでプラットホーム



については、会計年度任用職員で対応してきましたが、職員の定年引上げに伴う再任用制度が暫定後に廃止されることを踏まえ、検量受付業務の委託化と同様に再任用職員の減に伴いまして、その委託経費として835万8,000円を計上しております。

次に、柳泉園クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、1,866トン、3.0%減の6万605トンを見込み、小平・村山・大和衛生組合の広域支援として2,800トンの受入れを見込んでおります。

柳泉園クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の5,566トン並びに小平・村山・大和衛生組合の2,800トンを含めると、前年度の当初計画量と比較して2,415トン、3.4%減の6万8,971トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣8,276トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、エコセメントとして再利用いたしますので、焼却残渣の埋立て計画はございません。

柳泉園クリーンポートにおいては、運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」は8年目を迎え、施設は大きな問題もなく順調に稼働しております。本年度はその委託経費として、10億5,735万3,000円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても引き続き安定した施設稼働をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、また、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回実施することで、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。これらの測定結果などの情報は、広報誌「りゅうせんえんニュース」や組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果及び柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修状況等と併せて公表し、情報提供を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、243トン、3.0%減の7,822トンを見込んでおり

ます。

不燃・粗大ごみ処理施設で破碎処理後に発生する軟質系プラスチック類4,496トンと可燃物1,055トンは、柳泉園クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類1,495トンとリサイクルセンターから発生する雑物5トンについては、前年度に引き続き、ガス化熔融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は、安定した処理を図るため、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として、1,311万7,000円、破碎機部品補修及び破碎機の主要部分である主軸補修費などを含めた修繕料に、2,257万5,000円をそれぞれ計上しております。

また、関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制については、廃乾電池は保管用のドラム缶に蓋をした上でロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については保管するヤードに門扉を設置し、施錠をしております。本年度においても引き続き、適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、41トン、0.9%減の4,383トンを見込んでおり、缶、ペットボトル等は、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しいくずガラス10トンについても、建設資材等として加工し、再利用することにより、埋立て計画はございません。

リサイクルセンターは、稼動開始から30年以上経過しており、安定した処理を図る上で、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として、1,464万7,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、15キロリットル、2.1%減の702キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については、15倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。安定した処理を図る上で、設備機器類の定期点検整備補修費として、918万1,000円を計上しております。

次に、厚生施設について申し上げます。

本年度、ポンプ類点検整備補修及びサウナベンチ交換補修などの修繕料に1,638万6,000円、指定管理料として8,153万1,000円を計上しております。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

まず、清柳園解体事業でございます。

本年度は、清柳園焼却施設解体実施設計の結果から事業内容、事業スケジュール及び事業費用に基づいて清柳園焼却施設解体工事を実施してまいります。工事期間につきましては、令和6年度から令和8年度までを予定しており、事業費用については、清柳園解体事業基金6億円では賄えないことから、令和6年度予算において6,000万円の基金積立てを予定しております。関係市とは令和7年度積立額や跡地利用の課題についても引き続き協議をしてまいります。なお、解体工事期間中の環境保全対策等を図るとともに、周辺住民の方への工事進捗については、適宜情報提供を行い、確実に解体事業を進めてまいります。

次に、新清掃施設整備基本構想の策定でございます。

以前から不燃・粗大ごみ処理施設の更新時期については課題となっておりますが、本年度、当組合施設全体についての施設整備に向けた基本構想を関係市と連携し策定してまいります。

続きまして、本年度の主管課事業について申し上げます。

まず、柳泉園クリーンポート発電余剰電力の電力容量市場への参加でございます。電力容量市場とは、発電所の発電できる能力の価値を取引する市場となっており、将来にわたり電力の安定的な供給を図るために導入された制度となっております。仕組みといたしましては、4年後の電力を取引するもので、電力広域的運営推進機関が4年後に使われる見込みの電気最大量を試算し、必要な供給力を算定することで、4年後に供給が可能な状態にできる電源を募集しオークションするものとなります。当組合としては、発電できる能力を提供することにより対価が見込めることから電力容量市場に参加するものでございます。

次に、リサイクルセンターペットボトルの水平リサイクル=Bottle to Bottle事業でございます。

回収されたペットボトルにつきましては、現在、容器包装リサイクル協会の指定法人及び入札参加登録事業者へ搬出、売払によりリサイクルしているところでございます。本年度は容器包装リサイクル協会への搬出分を除き、これまでの価格要素のみで選定していた

事業者から新たにB to B事業を推進する事業者へ転換し、積極的にSDGsに寄与することで、地域における二酸化炭素排出量の低減を果たすためにペットボトル資源の水平リサイクルを進めてまいります。

次に、組合組織の体系でございます。

「定員管理計画」を基に、円滑な事務・技術の継承、積極的な情報発信・情報提供、課題解決推進などを確実に実行できる組織体制の構築を図ってまいります。また、多様化する市民や議会の行政ニーズに対応し、今後も信頼に応えられる、信頼される組織の確立に努めてまいります。なお、職員採用につきましては、引き続き定員管理計画どおりに実施してまいります。

次に、厚生施設の運営管理でございます。

指定管理者による運営管理が始まって4年目を迎えるところでございます。モニタリング指針に基づき、指定期間内における管理運営がよりよい形で行えるよう指導、監督及び協力をしながら、指定管理者による事業運営を評価し、利用者へのサービスや利便性の向上に努めてまいります。

また、厚生施設の施設使用料について、柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を設置し、昨年6月よりこれまでに5回開催をしております。近年の物価高騰による社会経済状況の変化や、受益者と公的負担の割合などの観点も踏まえて検討を行っているところでございます。今後、パブリックコメントを実施した上で、令和6年度以降の適切な時期に報告、条例改正案等の提案ができればと考えております。

最後に、組合運営にあたっては、ごみの排出状況の変化に対応すべく、引き続き環境行政の一端を担う中間処理施設として、事業継続を第一に廃棄物処理の停滞を招くことのないよう、当組合の役割を果たしてまいります。また、費用対効果を精査した各施設の効率的な運営はもちろん、今後も適切な事務・事業の遂行、情報発信・情報提供を行い効果的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和6年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

○議長（坂井かずひこ） 次に、行政報告を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和5年11月から令和6年1月までの3か月間の柳

泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、1ページ、総務関係、1、庶務について、(1)事務の状況について、特に通常の事業運営と異なる点について報告いたします。

最初に、周辺自治会の皆様に当組合の事務事業などを報告するため、毎年度、春と秋に開催しております定期協議会でございますが、11月9日に東久留米市側の自治会、翌10日に東村山市側の自治会と開催いたしました。次に、令和6年度一般会計予算(案)について協議するため、1月9日から同月15日にかけて、持ち回りで管理者会議及び事務連絡協議会を開催いたしました。また、12月7日及び1月15日に、厚生施設における使用料の適正化を検討するため、第4回及び第5回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を開催しております。

(2)訴訟の状況につきましては最後に報告をさせていただきます。

4ページ、ごみ処理施設関係でございます。

表4-1から8ページ、表6までを併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況について。

今期におきます関係市のごみの総搬入量は、4ページ、表4-1に記載のとおり、1万6,912トンでございます。これは昨年同期と比較し291トン、1.7%の減少となっております。

内訳でございますが、可燃ごみは、5ページ、表4-2に記載しておりますとおり、1万4,910トンで、昨年同期と比較し401トン、2.6%の減少となっております。なお、令和3年4月より、広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の小平・村山・大和衛生組合から可燃ごみを受け入れており、今期は983トンの受入れを行いました。その内訳は4ページ、表4-1及び5ページ、表4-2の他市の欄に記載のとおりでございます。

不燃ごみは、5ページ、表4-3に記載のとおり、1,705トン、昨年同期と比較し75トン、4.6%の増加となっております。

粗大ごみは、6ページ、表4-4に記載のとおり、297トン、昨年同期と比較し35トン、13.4%の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、4ページ、表4-1から6ページ、表4-4に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページ、表4-5は、1人1日当たりのごみ量を表にまとめたものでご

ざいます。

7ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの蛍光管、乾電池の搬入状況でございます。

8ページ、表5-3につきましては動物死体の搬入状況でございます。

表6は資源物の搬入状況をまとめたものでございますが、今期の総搬入量は1,211ト  
ンで、昨年同期と比較し42トン、3.4%の減少となっております。

続きまして、9ページ、2、施設の稼働状況について。

10ページ、表7から13ページの表12-3を併せて御参照ください。

初めに、(1)柳泉園クリーンポートについて。今期においては、10月より継続して  
実施していたクリーンポート工場棟照明器具交換工事が12月に完了いたしました。また、  
1号炉の定期点検整備補修及び避雷設備改修工事を10月に実施し、完了いたしました。  
排ガス中のばい煙測定は、11月につきましては1号炉と3号炉、12月につきましては  
1号炉と2号炉、1月につきましては2号炉と3号炉で実施し、いずれも排出基準を遵守  
しております。ダイオキシン類測定につきましては、11月に排ガス中及び土壌中のダイ  
オキシン類測定を周辺自治会の方の立会いのもと実施、12月には作業環境中のダイオキ  
シン類測定を実施、翌1月には排ガス中のダイオキシン類測定を実施し、いずれにおきま  
しても排出基準を遵守しております。これらの結果は表8及び表9に記載のとおりでござ  
います。なお、表8につきましては、括弧書きにおきまして新たに自己規制値を追加して  
記載してございます。

11ページ、表10、水銀濃度分析測定結果につきましては、今期におきましても水銀  
の検出はございません。

12ページ、表11、下水道放流水測定につきましては、毎月2回実施し、排除基準を  
遵守しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1  
回、敷地境界の空間放射線測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、  
12ページ、表12-1から表12-2、及び13ページ、表12-3に記載しておりま  
す。測定項目全てにおきまして基準を遵守してございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、11月に私車6台、12月に私車6台、1月に私  
車6台に対し実施し、さらに、12月には、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、  
関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対し実施させていただきました。また、1

1月には、広域支援により可燃ごみを受け入れております小平・村山・大和衛生組合において、車両2台に対して可燃ごみ内容調査を実施させていただいております。

少し戻ります。10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計1万7,126トンで、昨年同期と比較し414トン、2.4%の減少となっております。

続きまして、14ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設について。今期において、11月に集積場火災復旧工事及び破碎機部品補修を実施し、完了いたしております。12月にはバグフィルター清掃を実施いたしております。11月から引き続き実施しておりました搬送コンベヤ火災復旧補修が1月に完了いたしました。

表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は2,002トンで、昨年同期と比較し110トン、5.8%の増加となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターについて。今期は1月にびん類垂直コンベヤ補修を実施し、完了いたしました。

表14、リサイクルセンター資源化状況についてでございますが、資源化量は1,211トンで、昨年同期と比較し42トン、3.4%の減少となっております。

15ページ、3、最終処分場について。

表15を併せて御参照ください。

焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期は2,027トン、昨年同期と比較し64トン、3.1%の減少となっております。こちらの焼却残渣につきましては、小平・村山・大和衛生組合の広域支援分も含んでございます。

続きまして、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。表16に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページ、し尿処理施設関係でございます。

表17-1から表17-3までを併せて御参照ください。

1のし尿の搬入状況でございます。

今期のし尿の総搬入量は202キロリットルで、昨年同期と比較し14キロリットル、6.5%の減少となっております。

17ページ、2、施設の稼働状況について。

今期は11月にポンプ関係点検整備補修を実施し、完了いたしました。さらに、沈砂槽、受入槽及び前貯槽清掃を実施いたしました。1月には貯留槽清掃を実施しております。

続きまして、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして基準を遵守しております。

続きまして、18ページ、施設管理関係でございます。

1、厚生施設について。

表19-1から19ページ、表19-3を併せて御参照ください。

(1) 施設の利用状況について。各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、学童用野球場、テニスコート、多目的室1・2、室内プール、浴場及びトレーニング室におきましては増加の傾向となっております。一般用野球場、多目的室3及び和室1・2におきましては減少となっております。

19ページ、(2) 施設の収入状況についてでございますが、表20に記載のとおりでございます。

続きまして、20ページ、(3) 施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

最後に、裁判関係の御報告をさせていただきます。

住民監査請求に基づく住民訴訟控訴事件について、東京高等裁判所、令和5年(行コ)第159号住民監査請求に基づく住民訴訟控訴事件の第1回口頭弁論が令和6年1月18日(木曜日)午前11時20分から行われました。控訴の主旨につきましては、1点目は原判決の取消し、2点目は原審の請求の遅延損害金を年5分から年3分に変更した内容での判決を求めるもので、控訴理由につきましては従前から変わらないものでございました。今後の立証予定を裁判長から問われた控訴人が具体的に何を立証する予定かを述べなかったことから、裁判長は「具体的に何をすることが決まっていないことから、期日続行はできないので、本期日で弁論を終結する。もし判決までに控訴人らから何らかの立証があった場合、必要があれば弁論を再開することはあるので、提出するものがあれば早めに提出するように」と述べ、これをもって弁論を終結し、3月26日(火曜日)午後4時が判決言渡し期日となっております。なお、その後、1月31日付で控訴人準備書面1が東京高等裁判所へ提出されておりますが、書面の内容等から、当組合として反論する必要はない



ものと判断し、このまま3月26日（火曜日）午後4時からの判決言渡しを待つことといたしました。引き続き、進捗等がございましたら、適宜御報告はさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（北村龍太） では、3点ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、視察についてです。先日、1月18日、日野市クリーンセンタープラスチック類資源化施設の視察に柳泉園組合議会議員として参加をさせていただきました。マイクロプラスチックによる海洋汚染ということが国際的な問題となっております。今、容器包装プラスチックだけではなく、製品プラスチックをどう処理・資源化していくのかということについて、また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律というものも施行されておまして、今後、プラスチックごみをどうしていくのかの在り方についての、これは1つの選択肢ということで、参考になりました。管理者も視察に御参加をされておまして、ぜひともその御感想ですとか受け止めがもしあれば伺いたいと思っております。

2点目です。施政方針の中で発電電力についてがありました。現在施設で発生している電力を、今は東久留米市内の小中学校及び公共施設へ地産地消電力として試行的に供給しているということで、今後は、余剰電力量からどの程度まで公共施設へ電力供給が可能か、仕様を含め検証を行い、事業の在り方について関係市と検討してまいりますということでした。この検討というのは具体的にどういうものなのか、伺いたいです。関係市と検討ということなので、他の2市にもこの供給を行っていくということでよいのか、その際、こういったことが課題になるのか、技術的なことなのか、手続上のことなのか、詳しく教えていただきたいと思います。

3点目です。1月1日に石川県能登半島でマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生いたしました。犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。地震によってビルも含めた多くの建物が倒壊をしたほか、大規模な火災も発生して、被害が発生しております。津波も観測されて、家屋が流失するといった被害も出ているということでした。こういった建物の崩壊などによって、災害廃棄物の問題が発生をしております。石川県の馳知事は、能登半島地震で発生する災

害廃棄物の量が県全体で通常の7年分に当たるおよそ240万トンに上ると推計されるということを明らかにしております。県外の施設も活用した広域処理を行うことで2026年3月末までに処理を完了することを目指すということです。こういった災害廃棄物の受入れの考え方について伺います。

以上3点、お願いいたします。

○管理者（富田竜馬） 行政視察の感想ということでございます。今回の視察の目的は、老朽化の進んだ不燃・粗大ごみ処理施設の今後の施設運営の在り方等について参考にするために実施をしたものでございますが、日野市クリーンセンタープラスチック類資源化施設につきましては、思っていたよりもコンパクトな施設の印象を持ちました。施設見学をする中で、当組合には設置されていない最新設備の破袋機や、不燃性粗大ごみの処理では低速回転破砕機を備え、爆発・火災対策を講じるなど、大変参考になりました。また、見学ルートを取り方や手選別コンベヤでの作業を施設見学者に見やすくしていることなど、今後の施設更新時の参考として大変有意義であったと思っております。

○技術課長（横山雄一） それでは、電力地産地消についての御質問にお答えいたします。検証を行う事業の在り方を検討することについてどのように行うかということと、課題についてのお尋ねでございました。現在、電力地産地消事業といたしまして、東久留米市に電力の供給を行っておるところでございます。今後、余剰電力量や公共施設への供給量など、データが蓄積された後、清瀬市及び西東京市等にも供給可能かどうか、当組合及び関係市と検証、検討を行っていくこととなります。なお、課題についてもこれから検証、検討をしていくこととなります。

○総務課長（米持譲） それでは、能登半島地震で発生した震災における廃棄物の受入れの考え方について答弁させていただきます。今回発生いたしました震災における廃棄物の受入れにつきましては、現在のところ、能登半島では復旧過程であり、国及び東京都からも要請等がない状況でございますので、現段階におきましては特に考え方、見解等を申し上げることはできません。

○3番（北村龍太） 日野市の施設の視察についてはよく分かりました。コンパクトな施設で、最新の設備が整っていると。私も新しい設備というのはなかなか新鮮だなという感想を持ちました。もちろん、そういった最新の設備もある中で、やはりどうしてもごみの選別というところは手作業になってしまうのかなと思います。機械などで一つ一つ見ていくということはなかなか難しいもので、そこはある程度仕方がないところではあります。

人員もそこに多く配置をされていたと思います。プラスチック類の収集、処理については今後検討するということにはなるとは思います、こういった方法が、あるいは設備が必要なのかですとか、柳泉園組合にとってこういったことがベストなのかということも今後考えていく上で、日野市の視察は大変参考になったのですけれども、あるいは、ほかにどんな方法があるのかといったことも分かるようであれば、ぜひとも見に行きたいというところもあります。視察が年1回と限られている中で、プラスチックごみだけではなくて、様々ほかの課題もある中で、何度もというわけにはいかないとはいえますけれども、次回以降、他のプラスチック類資源化施設の視察などを行うということは、今のところ考えなどがあるかどうかについてはいかがでしょうか。伺います。

2点目の地産地消の電力については、今後、清瀬市と西東京市へも供給を行っていくと。課題については今後それぞれ考えていくというお話ではありましたけれども、もう少し聞きたいのですが、これが、仮に清瀬市、西東京市に電力を供給するとすると、何かそのための設備であるとか、あるいは何か改修ですとか、そういったところが必要なのかどうか。あるいは、現在は発電、送電のシステムがどうなっているのかということは分からないですけれども、それを何か大きく変える必要があるのかということ、もし分かればいいのですが、分かる範囲で、考えられる範囲で聞きたいと思います。

3点目の災害廃棄物については、まだ要請もないということで、今後どうなるかということは様子を見てからということだと思います。仮に受け入れるとなった場合でも、周辺の地域の環境が悪化しない配慮というものも必要かなということで、これについては再質問は行いません。

以上2点、お願いいたします。

○技術課長（横山雄一） それでは、電力地産地消についての御質問にお答えいたします。設備等の改修等が必要かとのお尋ねでございました。特に、他市へ電力を供給する場合に、設備等の改修等はありません。今後、約3年、検証等を行いながら、課題等も確認していきたいと考えているところでございます。

○総務課長（米持謙） 1点目の今後の行政視察の件で御答弁させていただきます。今年度、新清掃施設整備基本構想等を策定することで、それから課題等が生まれましたら、今後、製品プラスチックの資源化施設以外も検討して、見学していきたいと考えております。

○2番（高橋和義） 私からは端的に2点お伺いしたいと思います。

まず、施政方針にもありました厚生施設使用料適正化検討委員会についてです。昨年6

月より5回開催をしてということで、今回の行政報告で、第4回、第5回の開催が行われたということの報告をいただきました。近年の物価高騰による社会経済状況の変化、そして、受益者と公的負担の割合などの観点も踏まえて検討を行っているところということでありましたけれども、もう少し具体的に、どのような声があったのかを伺いたいと思います。

2点目は、行政報告の2ページの見学者について、少し気になったので、お伺いします。市別人数の関係市プラス管外ということで表が載っておりますけれども、清瀬市もそうですが、管外へのアピールをもう少し工夫すべきと私は考えるのですが、見解があれば伺いたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの厚生施設使用料適正化検討委員会の中で、具体的にどのような声があったのかというところで、答弁させていただきます。まず、浴場施設においては、民間の温浴施設ほど設備が充実していないところや、ごみ処理施設の還元施設という設置経緯を踏まえて、大広間は近隣のコミュニティーの場となっていて、高齢者が集う場所でもあって、利用者にとって利用しやすい価格設定として、公衆浴場などと同額程度にするということが望ましいのではないかという意見がありました。また、トレーニング室では、関係市スポーツ施設のトレーニング機器などの設置規模からしても劣っていますので、現行の価格設定は妥当との意見があって、料金設定を見直すことであるのであれば、施設の充実度を増す必要性があるのではないかという意見もございました。また、テニスコートは、人工芝などの設備面からしても、価格は上げてもいいのではないかという意見と、現在、使用料は平日と休日の区分に分かれております。安いから平日を利用するという考え方は少ないと感じており、関係市の料金区分を見ても平日、休日の料金区分はないので、分ける必要はないなどの意見がございました。

○総務課長（米持譲） それでは、2点目の見学者の状況について、管外へのアピールの工夫としての答弁をさせていただきます。見学者の受入れにつきましては、基本的に関係市内の方を中心に、ごみ処理の流れから分別、啓発を行っているところでございます。また、より当組合を理解していただくために、近年では夜景鑑賞会や煙突登りなどのイベントを開催しておりますが、市民の方が当組合の興味を引く催しにつきましては引き続き今後も検討はしていきたいと考えているところでございます。また、管外へのアピールにつきましては、厚生施設に一定数管外からの利用者の方がいることから、ポスター等を置きまして、よりアピールしていきたいと考えているところでございます。

○2番（高橋和義） ありがとうございます。

1点目の厚生施設に関しての声ということで、要するに、場所によって、上げてもいいよというところと、このままだとまずいよ、または、妥当だよという御意見が様々あったのかなと思いました。トレーニング室や浴場においては、企業がやっているところと比較すれば、それは劣ってしかるべきだなと思うので、競争をすることではないので、また厚生施設使用料適正化検討委員会で、お風呂にしろ、トレーニング室にしろ、充実させていくという方向性はなかなか難しいのかなとも個人的には感じております。あとは、テニスコートですとか、会議室なんかですね。会議室なんかは減少傾向がありましたけれども、またこれから増えていくのかなという予想はできるので、引き続き、施政方針にもあったとおり、令和6年度以降の適切な時期に報告、条例改正等の提案ができればとおっしゃっておいりましたので、またの機会に御質問をさせていただければと思います。

2点目、見学者についてであります。これも厚生施設に関連するところなのですが、ぜひアピールを。知らないという方がやはり大多数だなとも感じております。また、リピーターはまたリピーターを呼ぶという声もありますけれども、お風呂ですとか、会議室を使った方から、ここはいいよみたいな声はあまり聞かないので、売りにできるアピールポイント、そういうものを私も考えていきたいなと思ってはいますが、具体的なアピールポイントもぜひ検討いただきたいなと思って、これは要望でとどめておきます。ありがとうございました。

○4番（中村すぐる） 私からは、施政方針について、大きく2つのことについて確認をさせていただければと思います。

まず、人事交流です。関係市との人事交流ということで、令和6年度からは私たちの西東京市と再開ということで施政方針に記述がされております。たしか、去年、私もこの点を確認しまして、人事交流で市役所に行ったときに、様々な部署の可能性はある。むしろ市民対応というか、そういう一般的な公務員としての、一般的な公務員というか、ごみではないところで研修というか、交流をするといった方針、御答弁をいただいたことを記憶しております。今回改めて確認をしたいのは、人事交流をする柳泉園組合の職員は、おおむね入職されて何年目というか、役職というのですかね。係長の少し手前ぐらいなのか、おおむねの年齢でも構いませんけれども、こういった方が対象としてなっているのかということを確認でお伺いしたいと思います。

もう1点は、新清掃施設整備基本構想策定等業務委託ということで、施政方針の中でも

2か所に、2ページのところと6ページのところに関連した記述がございます。確認をしたいのは、施政方針上は、不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターと柳泉園クリーンポート、3つの施設が順番に記述をされているわけですが、新清掃施設整備基本構想については、この3施設を一体的に造っていくという理解でいいのか、それも含めて検討するという事なのか、その点を確認したいと思います。それと、その段落の記述の中で、新施設更新の計画から竣工までにおおむね10年程度の期間を要するという事であるのですが、10年程度のスタートの地点というのは、令和6年度の構想を策定する業務委託がおおむね10年と言われているところのスタートになるのか、それとも、ここで言われている10年のスタートのまだ手前の段階なのかというところを確認させていただければと思います。

○総務課長（米持譲） まず、1点目の令和6年度の西東京市への人事交流についてでございます。現在、我々職員の人事交流を行う対象者でございますが、4年から5年程度の職員で、主事・主任職を予定しているところでございます。

また、2点目の、施政方針にございました不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、柳泉園クリーンポートの今後の基本構想につきましては、議員がおっしゃるように、全体を一体的に見るのか、分割して見るのか、それも踏まえて構想を考えるところでございます。また、おおむね10年といいますのは、基本構想からおおむね10年というところで考えております。

○4番（中村すぐる） 承知いたしました。ありがとうございます。

人事交流については、比較的若い職員、4年から5年という30歳前後の方かなと思いますが、この間には東久留米市、清瀬市とも実施を再開しているという状況もありますので、ぜひ西東京市でも様々な経験を積んでいただきたいということは私としても期待しておりますので、分かりました。ありがとうございます。

新施設も分かりました。令和6年度の事業はスタートの手前だということで承知をいたしました。その上で確認をしたいのは、令和6年度で、年度末というのですかね。基本構想策定等業務委託の中で、何かしらの成果物というか、報告というか、そんなようなものが出てくるかなと思うのですが、そのところのどこまでを示せる予定なのか。もちろん、これから策定する中で分かるということもあるかと思いますが、何かしら、今の時点で、令和6年度末でお示しただけそうなところを御答弁いただければと思います。

○総務課長（米持譲） 基本構想の件でございます。令和6年度から基本構想を実施いた

しまして、おおむね10年というところで御理解いただければと思います。また、基本構想を策定された際には、恐らく年度末になるかと思うのですが、成果品として報告書が出来上がってまいります。そちらができましたら、皆様にはお示ししたいと考えているところでございます。

○4番（中村すぐる） 分かりました。令和6年度末で報告書が出るということで。もちろん、私たちは各議会を代表して関係市3名ずつということであれですけれども、やはり関係市にとっても重大なというか、重要な報告になるかなと思いますので、その辺のところは、ここの柳泉園組合議会はもちろんですが、私たちも各議会に戻って、各市議会での報告ということもありますが、ぜひ関係市の議会についても、報告書が出来次第、早急な情報共有ということを図っていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○7番（原田ひろみ） よろしく願いいたします。

最初に、先ほどあった厚生施設使用料適正化検討委員会については、今後また会議を重ねて、パブリックコメントも行っていくということを以前伺いましたが、パブリックコメントはやはり大事だと思うのです。どう検討委員会が出した結果をお知らせして意見を募るのかという方法について伺いたいと思います。もちろん、インターネットを通じての広報だとか、関係市の公共施設に検討内容の冊子を置いて意見を寄せることができるようにするのかなども含めて、やはり手に取って見る機会を増やしていただきたいなという思いがありますので、その辺について伺いたいと思います。当然、ここの厚生施設を利用している方が直接来たときにそういうものを見られることも行っていただけたらと思うのですが、そういうことも含めて教えてください。

あと、行政報告の6ページのところで、細かいことになるかもしれませんが、粗大ごみの搬入の状況を見ると、私車が圧倒的に台数としては多いのだなと思いました。量は公車のほうが多くなっていますけれども。やはりこれは、関係市の粗大ごみの収集に申し込まないで、直接ここに持ち込むというのは結構大変なことだと思うのですが、それだけ搬入が多いというのは、背景的にどういうものがあるかということも教えていただきたいと思うのです。テレビの報道などでも、一人暮らしの方が亡くなって、そのおうち全体を片づけて業者が運ぶということがよくありますが、そういったケースも増えているのかということももし分かれば教えてください。

あと、粗大ごみについては、破碎処理後に発生する軟質系プラスチック類と、可燃物は

焼却と紹介されています。本当は、焼却しているもののうち、分別すれば本当は再資源化できるものがあるのではないかと思うのですけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

あと、私車の持込み、これは粗大ごみに限らず、持込みのケースで、分別が可燃か、不燃か、粗大ごみかという分類で、ダンボールや新聞や衣類など、本来資源物扱いができるものが可燃になっているのですよね。燃やさざるを得ないというか、燃やすところに直接持っていってもらって、住民の方が投げ込んでいるのだと思うのですが、どれぐらい本当は資源物が交ざっているのかということは内容物調査で分かりますでしょうか。その辺が分かれば教えてください。

○施設管理課長（濱田伸陽） パブリックコメントの対応の仕方というところでの答弁をさせていただきます。パブリックコメントにつきましては、募集期間は令和6年1月29日から令和6年2月13日まで行っておりました。閲覧場所としては、関係市の中央図書館、あとは、柳泉園組合の情報公開コーナー、柳泉園グランドパークの受付前に、今回の報告書の素案という形で検討した内容を閲覧していただき、意見を求めてきた状況でございます。なお、パブリックコメントをやっているかということについては、関係市の市報に募集期間と閲覧場所について周知させていただいている状況でございます。また、その対象者としましては、関係市民もしかり、利害関係がある方というところで意見を募集させていただきました。

○資源推進課長（近藤修一） 粗大ごみの私車の搬入ということのお尋ねでございます。こちらにつきましては平成の終わり頃から徐々に増えてきておりまして、それまで3か月で90トンぐらいだったものが、今は200トンを超えている状況になっております。こちらは、もともと、粗大ごみなんかですと、やはり景気によって左右されるのかなと考えているところでございます。あと、コロナ禍のときに、やはり持込み件数が増えておりまして、その後、下がらない状況となっております。

不燃ごみ、粗大ごみ、そういったもの、可燃物もそうなのですが、こういったものの中に資源物が交ざっているかという問題でございます。現在は資源物をできるだけ取り除くようにしておりますが、物によって、やはり取り除けないものは多々あります。こういったものがどれだけの量か言われましても、なかなか分からないものでございまして、お答えにさせていただきたいと思います。

○7番（原田ひろみ） 可燃ごみの中の資源物については。



○技術課長（横山雄一） 失礼いたしました。可燃ごみの中の資源物混入状況についての御質問にお答えいたします。物理組成を毎年やっている状況の中で、一概に全てがリサイクルできるものとは言えませんが、紙類については約37%、繊維類については5.4%混入されている状況でございます。ただ、全てがリサイクルできるものとは言えませんので、そこだけは御理解いただければと思います。

○7番（原田ひろみ） ありがとうございます。

パブリックコメントは終わっていたのですね。すみません。その認識をしていなかったのですが、では、どれぐらいの方から回答を寄せていただいているかということだけでも教えていただければと思います。

粗大ごみの搬入が増えているということは、コロナ禍の中では関係市できっと増えていたと、清瀬市でも増えているということの報告は受けていたのですが、いろいろな粗大ごみがあると思いますけれども、きちんと分別すれば、分別というか、分解した際に分別すればかなりのものが再資源化できるということを、いろいろな各自治体の努力でも行われているということが報道されてきました。布団類なども含めて、90%まで本当は再資源化できるのだと、燃やさなくていいのだということの記事の紹介もあったものですから、関係市で努力することももちろん前提ですけれども、柳泉園組合に持ち込まれたものについても、燃やしてしまうのではなくて、可能な限り再資源化に向けて、ここで処理することが難しいものは外に協力を求めるということもあると思いますが、ぜひ検討していただきたいなという思いから質問をしました。可燃ごみの中にも交ざっているものについても、やはり年末は恐らく多いと思うのですが、本来は資源物で出せば、各自治体のごみで出せばいいものを一気に、恐らく期日に間に合わなくて持ち込まれた方も多いと思うのですが、やはりこれは、持ち込む側の意識を変えていくしかないことの面が大きいかなとも思います。ぜひ、新聞やダンボールや衣類といったものは、本来は燃やすものではないというところをしっかりと柳泉園組合としても周知を図っていただく。持込みが減っていくようにということの努力も求めたいと思いますが、何かあればお願いいたします。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどのパブリックコメントの意見の件数なのですが、2件でした。

○技術課長（横山雄一） それでは、市民への周知ということについての御質問にお答えいたします。特に可燃物に関しまして、当組合に持ち込まれたものに関しては、そこから分けるということはかなり難しい状況でございますので、今後につきましても、やはり、

市民の皆様方に分別の徹底を周知していくことを当組合としては考えているところでございます。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（坂井かずひこ） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和5年東京都人事委員会勧告に準じ、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従い、柳泉園組合においては、令和5年12月25日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。それでは、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

議案書より5枚おめくりいただけますでしょうか。議案第1号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表を御覧ください。今回の条例改正は、公民較差解消のため、初任層に重点を置きつつ、全級全号級について給料表を引上げ改定と、職員の勤勉手当支給率を0.1月、及び再任用職員の勤勉手当支給率を0.05月引き上げるものでございます。また、改正条例は、給料月額については令和5年4月1日から、勤勉手当については令和5年12月1日から、それぞれ施行及び適用することから専決処分をさせていただきました。

新旧対照表の第23条第2項ですが、職員の勤勉手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数、1.075月をそれぞれ0.05月引き上げ、1.125月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の勤勉手当について、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数、0.525月をそれぞれ0.025月引き上げ、0.55月とするものでございます。

附則の第1項、施行期日は公布の日からとなります。また、ただし書の別表1の給料月額の上昇については令和5年4月1日からとなり、附則の第2項、本年度の勤勉手当支給率の上昇については令和5年12月1日から適用するものでございます。

次に、附則第3項の勤勉手当に関する特例措置ですが、年間の支給率、0.1月分の上昇を、令和5年度に限り12月分の支給率、1.125月を1.175月とするものです。また、再任用職員におきましては、年間の支給率、0.05月分の上昇を、12月の支給率、0.55月を0.575月とするものです。

2枚目以降は給与表の新旧対照表でございます。

なお、給与の改定につきましては職員組合と令和5年12月12日に協定書を締結し、給与改定に伴う差額の支給を本年2月15日としております。

補足説明は以上でございます。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

---

○議長（坂井かずひこ） 「日程第7、議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての提案理由について御説明申し上げます。

平成29年第1回臨時会において議決を得た柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、このたび、固定費の物価変動に伴い契約金額を変更する必要があるため、令和5年12月25日に変更の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げます。

なお、詳細につきましては事務局より御説明をさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

議案の次のページを御覧ください。

1、件名は柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業でございます。

3、議案番号及び議決日、平成29年4月20日開催の第1回臨時会において議決をいただいております。

4、契約締結日は平成29年4月28日でございます。

5、契約金額については、令和5年度の固定費A増額後は135億9,098万6,740円でございます。

6、契約期間は平成29年4月28日から令和14年6月30日まででございます。

7、契約の相手方は日鉄環境エネルギーソリューション株式会社でございます。

8、変更内容でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約約款第49条の規定による委託費の見直しとなり、今回、固定費Bの対象項目である日本銀行調査統計局による分類の企業向けサービス物価指数、機械修理に関する物価指数が当初の平均

と比較して5%の上昇となり、3%を超えたため、事業者と協議した結果、固定費Bについて2%増額を行うものでございます。(1)変更前の契約金額は135億9,098万6,740円に対し、(2)変更後の契約金額は136億844万3,740円となり、(3)増額金額は1,745万7,000円でございます。

なお、次ページには年度ごとの内訳を記載しておりますので、御参照ください。

補足説明は以上でございます。

○議長(坂井かずひこ) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂井かずひこ) 質疑なしと認めます。以上をもって議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂井かずひこ) 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂井かずひこ) 討論省略と認めます。以上をもって議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(坂井かずひこ) 挙手全員です。よって、議案第2号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更については原案のとおり可決されました。

---

○議長(坂井かずひこ) 「日程第8、議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(富田竜馬) 議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)

の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額27億928万5,000円に対し、歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、予算の総額を27億4,828万5,000円とさせていただくため、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明を申し上げます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額で、歳入歳出それぞれ3,900万円を増額し、27億4,828万5,000円とするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正は、清柳園焼却施設解体工事について、期間を令和6年度から令和8年度までとし、限度額を6億3,437万9,000円と定めるものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1清柳園解体事業基金繰入金、節1清柳園解体事業基金繰入金は40万3,000円の減額でございます。減額の理由は、清柳園焼却施設解体実施設計委託の契約差金によるものでございます。

目2施設整備基金繰入金、節1施設整備基金繰入金は59万7,000円の減額でございます。減額の理由は、令和5年2月に発生した火災に伴う不燃・粗大ごみ処理施設集積場、コンベヤ設備等の復旧補修費の契約差金によるものでございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は3,358万4,000円の増額でございます。増額の主な理由は、歳入の資源回収物売払の増加、歳出の契約差金等の不用額によるものでございます。

款7諸収入、項2雑入、目1雑入、節2回収鉄等売払は641万5,000円の増額でございます。増額の主な理由については、説明欄記載の回収鉄等売払は不燃・粗大ごみ処理施設から選別された鉄類等の売払で、売払単価が増となったことによるものでございます。

目2 違約金及び延納利息、節1 違約金は、不燃・粗大ごみ処理施設の不燃物再利用（ガス化熔融）委託の事業者であったJ & T環境株式会社が施設の老朽化により事業継続が困難となったことで、令和5年8月末日をもって契約解除したことに伴う違約金でございます。今後、違約金額につきましては、詳細を協議の上決定するため、科目設置として1,000円を計上するものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 総務管理費は4,000万円の増額でございます。増額の理由については、節2 4 積立金は、説明欄記載の清柳園解体事業基金に4,000万円を積み立てるものでございます。

目3 施設管理費、節1 2 委託料は40万3,000円の減額でございます。減額の理由については、歳入の清柳園解体事業基金繰入金での説明と同様に、清柳園焼却施設解体実施設計委託の契約差金によるものでございます。

款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目3 不燃ごみ等管理費、節1 0 需用費は、説明欄記載の修繕料（一般）の59万7,000円の減額でございます。減額の理由については、歳入の施設整備基金繰入金での説明と同様に、火災に伴う不燃・粗大ごみ処理施設集積場、コンベヤ設備等の復旧補修費の契約差金によるものでございます。

次に、14ページは債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、議案第3号資料、清柳園焼却施設解体工事計画概要について説明します。

資料の1ページ目を御覧ください。1の解体事業の経緯ですが、清柳園焼却施設は昭和43年に建設され、現在は廃止している施設でございます。令和元年の台風19号により傾いた電気集じん機の解体工事を契機に、老朽化により施設の安全性を保つことが難しい状況となり、解体事業計画を進めることとしました。令和3年度の各調査により廃棄物が敷地内に埋設されていることが判明したことで、事業期間を延長しましたが、本年度、土壌調査等の結果を基に解体工事及び土壌汚染対策工事の実実施設計を策定したので、今回の補正予算において提案いたします。

次の2の所在地、3の工事対象規模は記載のとおりです。御参照ください。

その下に示している敷地周辺概要図を御覧ください。工事範囲は、赤点線が清柳園敷地の境界の範囲になりますので、ここに仮囲いを設置し、安全対策上、関係者以外の立入り

ができないようにします。工事期間中は建物解体後の産業廃棄物、汚染土壌などを運搬するダンプ車両の往来がありますので、この道路を利用している住民等の安全配慮のため、図に示した位置に交通誘導員を配置します。

2 ページ目を御覧ください。4 の工事概要について説明します。仮設工事では、建物周囲に足場を設置し、その足場には防音シートなどを貼り、防音対策、粉じん等の飛散対策に努めます。解体撤去工事では、焼却炉本体などに付着しているダイオキシン類などの汚染物を高圧洗浄などにより除去し、また、建物の外壁や屋根材に含まれているアスベスト建材の撤去などを行います。その後、建屋、機械設備、地下構造物の解体撤去工事を実施していきます。土壌汚染対策工事では、敷地内の汚染土壌と埋設廃棄物を掘り起こし、適切に土壌汚染対策法に基づく土壌汚染処理業者や産業廃棄物処理業者などにおいて処理処分を行います。また、整地工事では、掘削した後については、再度良質土を埋め戻した後に砕石などを敷きならし、土壌の飛散がないようにします。

次に、5 の公害防止対策についてです。工事期間中は騒音、振動、粉じん、悪臭などで近隣住民の皆様に影響が及ばないように、法令にのっとり環境に配慮した対策を講じ、適切に工事を進めてまいります。

次に、6 の実施スケジュールは実施設計段階の予定となります。表の一番上の行から下の行まで順番に説明します。1 行目の発注準備ですが、今回の入札は制限付一般競争入札を予定しています。このため、今回の議会での補正予算議決後、令和6年2月末頃から発注に向けての準備を進め、3月上旬には参加資格要件を示した入札公告を行い、参加資格要件を満たした業者により4月下旬に入札を実施します。この工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格1億5,000万円以上の請負契約とする議決案件になりますので、落札業者の決定後、仮契約を締結し、その後、5月下旬に開催される令和6年第2回柳泉園組合議会定例会での議決を経て本契約を締結します。契約後は、7月中旬までに請負業者が工事計画書を策定し、7月末には住民説明会を開催する予定でございます。8月末までに官公庁などの届出を経て、9月頃から本格的な工事の着手となる予定です。その後、11月末頃までに仮設工事を完了し、本年12月頃から令和7年9月頃まで解体撤去工事を実施し、土壌汚染対策工事については令和7年10月頃から令和8年6月末頃までに完了する予定でございます。

7、工事に伴う住民説明についてです。

(1) 住民説明会の開催を令和6年7月下旬頃に予定し、同時に組合ホームページにお



いても工事内容を掲載し、周知していきます。

(2) 工事の進捗状況及び環境測定結果については、適宜、近隣住民へのチラシの配布、りゅうせんえんニュースによる新聞折り込み及び組合ホームページにて掲載し、周知していきます。

3 ページを御覧ください。8 の基金積立等について説明します。基金積立計画の経緯のとおり、令和2年度に策定した清柳園解体に向けたロードマップでは、令和3年度から令和5年度までの事業予定額として6億円の積立てとしました。令和3年度の実施設計に含まれる調査を実施した結果、廃棄物が敷地内に埋設されていることが分かり、事業期間を延長して、令和4年度に詳細な土壌調査を実施しました。その後、土壌調査結果などを踏まえて、令和5年度の実施設計による工事概算費用の積算の結果、事業費用に不足が生じたため、令和7年度まで積立期間を延長し、基金積立計画の表に記載のとおり、令和6年度及び令和7年度の各年度に6,000万円を積立てする予定としました。

以上、清柳園焼却施設解体工事の計画概要について説明を終わります。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○7番（原田ひろみ） 何点か伺います。

清柳園の解体は、昭和60年まで稼動していたと聞きましたが、38年近く経過してようやく始まることは本当に大事なことだと思っています。本当に安全を第一に、周辺住民の方の理解を得ながら進めていただきたいということは強く要望したいと思います。

ホームページから改めて土壌や地下水の調査結果を見ることができて、こういう情報をきちんと開示していただいていることはとても大事だと思って、ありがたいと思っています。この中で、地下水の分析の結果において、ダイオキシン類の分析では環境基準の超過があって、令和5年度についても引き続き調査を行うという記述がありました。実際、検査をされていると思うのですが、その状況が分かれば教えてください。

あと、工事における土壌汚染の対策なのですが、鉛やフッ素やダイオキシン類の検出があったということと、廃棄物の埋設も分かったということで、この間、調査が行われるわけですが、掘削と除去のことが示されていますけれども、何メートルぐらいまでそれを考えるのかということも併せて伺いたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、地下水の状況と伺いますか、今後の地下水のモ

ニタリングについてということだと思いますが、そちらを説明させていただきます。

まず、地下水の調査については、敷地内の地下水の分析の結果で、これは観測井戸を設けているのですが、その井戸の4か所の結果、2か所ですが、ダイオキシン類の地下水の環境基準値を超過しているところがありました。これもやはり廃棄物に由来するもので、ダイオキシン類の地下水へのしみ出しというところでございます。基本的に、地下水の影響といいますか、清柳園の汚染が確認された場所の周辺には、まず、飲用井戸は確認されていないので、このような状況から、人への健康への影響はないという判断をしております。今後の地下水の分析なのですが、工事期間中においても地下水の調査は行う予定でございます。

次に、土壌の汚染の影響による掘削深度といいますか、掘り起こして入れ替える深度は、最大3メートルを予定しているという状況でございます。

○7番（原田ひろみ） 地下水のことでは、今、答弁をいただいたとおり、令和4年の調査では2か所の場所から環境基準を超過する値が出ていたということで、それで令和5年度も引き続き検査をしますということだったと思うのですが、これは、令和4年度は4回、6月、9月、10月、12月とやっていたと思いますが、令和5年度も同じ頻度で検査をされているのでしょうか。その結果はここでまだ言えないのかどうかということも含めて教えていただきたいと思います。同じように環境基準を超えている値が引き続き令和5年度も確認されているのかどうかだけでも教えていただければと思います。

掘削については分かりました。やはり、2.8メートルのところまでで、例えば鉛が確認されていたりするので、3メートル程度かなとも思っていました。埋設物が敷地のほぼ全域に分布しているということの表現もありますので、本当に大変なことだと思うのですが、全域を3メートルぐらい掘り返してということの理解でいいのかなと思うのですが、その確認もさせてください。

あと、住民への説明については7月の末頃に予定しているということで、説明会は本当に丁寧にやっていただきたいと思っています。休日がいいのかとか、時間帯によって参加できる、できないがあると思いますので、何回かは多くの方が参加できるような保証ができるようお願いしたいと思いますし、工事はかなり長期間にわたるので、必要に応じて、住民の方から求めがあれば、チラシの配布だけにとどまらず、説明会というものも必要になるところがあるかと思っています。その辺は柔軟に対応していただきたいと思っています。

あと、環境測定は3年間にわたって、6の実施スケジュールでずっと矢印がありますが、

環境測定の間隔でやっていくのか、それを住民の方にどういう頻度でお知らせしていくのかということも分かれば教えてください。

○施設管理課長（濱田伸陽） 1点目の地下水の測定の間隔ですけれども、実際、令和5年度においても春夏秋冬に分けて4回やっていました。その中でも基準超過は2か所ありましたので、そこを踏まえて、工事期間中においても頻度は同じレベルで測定することを考えております。

続きまして、掘削深度においては全般的に敷地内の土壌汚染があるということでの答弁に対して、基本的に、敷地内でも、実際に土壌汚染がない区画もございます。土壌汚染がある場所とない場所において掘削深度は違ってきますけれども、当然ながら実施設計の報告書に基づいて、掘削深度については実績に基づいてやっていき、それを掘削・除去して良質土を埋め戻すという工程になってきます。

次に、住民説明の対応ですよね。住民説明の対応につきましては、我々は、先ほど申しましたように、本年の7月頃を予定していて、当然ながら地域住民の方には、住民説明会を行う時期が始まる、その周知期間といいますか、私は1か月ほど前には周知できる対応を取って、そこで住民説明会を開催していき、なお、当然ながら清瀬市にも協力をいただきながら、市報の掲載だとか、そういったことの対応をしまして、当然ながらホームページなどにも掲載させていただき、住民説明会を開催していきたいと考えており、また、関係市民の皆様についてもりゅうせんえんニュースなどで、あと、ホームページなどで公表できればと考えております。市報については撤回させていただきます。

○7番（原田ひろみ） 環境測定の間隔は。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、環境測定の間隔というところでの答弁をさせていただきます。現段階では契約を行っていませんので、あくまでも実施設計の内容なのですが、間隔といいますと、お答えすることはできません。そこは、入札の結果、落札業者と一応ある程度の性能的な発注を考えておりますので、我々が望む発注の内容以上の分析を行っていただきたいということはお伝えして、実際に測定もやっていきたいと考えております。

○7番（原田ひろみ） 最後です。住民説明会については、1回で終わるのではなくて、最初の説明ですね。複数回やっていただける工夫と努力をぜひとも検討いただきたいと思います。やはり、1回の機会に多くの方が参加するということはなかなか難しい面もあると思いますので、そこは重ねてお願いしたいと思います。

あと、ホームページでも適宜、紙媒体ではなかなか、何回もまくのは難しかったりするかもしれませんが、ホームページでは随時新しい情報に更新していただきたいと思いますし、環境測定についてもできるだけ頻度を高く、その結果も分かり次第すぐにお知らせするという努力をぜひお願いしたいと思えます。きちんと検査をして、その結果を公表してということが信頼関係をつくる上では大事になりますので、お願いしたいと思えます。あと、できれば、柳泉園組合全体の代表電話というよりは、問合せのための、コールセンターまでは言いませんけれども、専用の番号を用意するとか、問合せ窓口をつくるとか、そういうことの努力もお願いしておきたいと思えます。要望です。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の討論を終結いたします。

これより議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員です。よって、議案第3号、令和5年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

○議長（坂井かずひこ） 「日程第9、議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第10、議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので一括議題としたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） まず、議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続いて、議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ27億1,285万円で、前年度に比べ1,451万3,000円の増でございます。

予算編成にあたりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が依然として厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は12億9,200万2,000円で、可能な限り負担金を抑えることに努めましたが、5,651万3,000円の増となりました。

なお、令和6年度の主な施策につきましては施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明をさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂井かずひこ） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

初めに、「議案第5号資料 令和6年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類を御覧ください。本資料は令和6年度の事業計画で、予算見積りの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。本資料では議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、一般会計予算資料の17ページを御覧ください。柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しております。

次に、18ページを御覧ください。令和6年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。

まず、令和6年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分けます。この財産的経

費は、報酬、積立金、工事請負費、厚生施設費及びクリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修のうち、更新事業に係る経費となっております。また、負担金以外の歳入の取扱いにつきましては財産的経費の総額から差し引きます。

1は財産的経費に係る負担で、財産的経費から歳入を控除し、その残額を関係市それぞれ3分の1の負担でございます。なお、令和6年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入総額が上回っているため、計算上ではマイナスとなっております。

2は経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は報酬、積立金及び工事請負費を除く総務費と予備費の合計となり、ごみ、し尿の関係市の搬入割合での負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に案分した共通経費を加え、関係市の令和4年度の公車のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に案分した共通経費を加え、関係市の令和4年度の公車のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。

3の東久留米市環境整備負担金に係る負担2,800万円は、清瀬市及び西東京市の令和4年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

次に、19ページを御覧ください。4の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は令和5年度からの繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出し、ここで控除しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

5の表は、令和6年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、「議案第5号 令和6年度柳泉園組合一般会計予算」と題した予算書を御覧ください。

まず、一般会計予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算は款、項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為でございます。清柳園焼却施設解体工事監理業務委託について、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額を1,549万9,000円と定めるものでございます。

次に、7ページを御覧ください。7ページから9ページにかけて、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は12億9,200万2,000円で、前年度に比べ5,651万3,000円、4.6%の増でございます。各市の負担金につきましては11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料の行政財産使用料は10万6,000円でございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は5億6,152万6,000円で、前年度に比べ1,337万6,000円、2.3%の減でございます。減の理由は、直接持ち込まれるごみの搬入量が前年度に比べ352トン減少したことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の165万円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費用に対する国の補助金でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。款5繰入金、項1基金繰入金、目1清柳園解体事業基金繰入金の1億5,782万8,000円は、清柳園焼却施設解体工事関連の費用に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は2億9,000万円で、前年度に比べ1億1,700万円、28.7%の減でございます。令和5年度の歳入決算見込額の減少によるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は3億2,435万1,000円で、前年度に比べ5,000万円、13.4%の減でございます。減の主な理由は、節1資源回収物売払の価格単価の減により、5,226万4,000円減額したことによるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。款7諸収入、項3受託事業収入、目1受託事業収入は8,512万円で、小平・村山・大和衛生組合の広域支援に伴う受託料でございます。受入量は2,800トンを予定しております。前年度に比べ608万円、6.7%の減でございます。減の主な理由は、本年度の搬入量が前年度に比べ200トン減少したこと、及び実績を考慮した上で算出したことによるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は1億1,533万6,000円で、前年度に比

べ79万7,000円、0.7%の増でございます。

目2総務管理費は1億3,149万6,000円で、前年度に比べ1億3,772万3,000円、51.2%の減でございます。減の主な理由は、18、19ページを御覧ください。節12委託料で、新規事業として新清掃施設整備基本構想策定等業務委託1,732万4,000円の増額となりましたが、また、次の20ページ、21ページを御覧ください。節24積立金で、職員退職給与基金積立金について、毎年4,000万円を積み立てる計画としておりましたが、定年延長に伴いまして1,000万円の積立と変更したことによる減額、及び清柳園解体事業基金積立金が1億2,500万円の減額となったことによるものでございます。

次に、目3施設管理費は2億4,521万5,000円で、前年度に比べ1億2,901万8,000円、111%の増でございます。増の主な理由は、節10需用費、修繕料（一般）が1,896万9,000円の減額となりましたが、次の22、23ページを御覧ください。節14工事請負費で、清柳園焼却施設解体工事及び管理棟階段照明器具交換工事で、合わせて1億4,789万6,000円の増額となったことによるものでございます。また、前のページに戻りまして、節12委託料において、新規事業として清柳園焼却施設解体工事監理業務委託1,123万1,000円、及び清柳園地積更正登記委託60万9,000円をそれぞれ計上しております。

また22、23ページに戻りまして、次に、目4厚生施設管理費は1億2,332万6,000円で、前年度に比べ511万3,000円、4.0%の減でございます。減の主な理由は、節10の需用費、光熱水費で231万7,000円、修繕料（一般）で339万6,000円の減額となったことによるものでございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は1億6,759万4,000円で、前年度に比べ1,288万2,000円、7.1%の減でございます。減の主な理由は、再任用職員任期満了による1名減、及び会計年度任用職員3名減によるものでございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。目2ごみ管理費は13億288万3,000円で、前年度に比べ1,919万3,000円、1.5%の増でございます。増の主な理由は、節12委託料で、焼却残渣輸送作業委託、検量受付業務委託及び柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の合計で1,448万7,000円の減額となっておりますが、新規事業としてプラットホーム管理業務委託835万8,000円、節13使用料及び賃借料で、クリーンポートITV設備更新借上料2,798万4,000円は、本年2月からの借り上げ



のため、昨年度より2,332万円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。目3不燃ごみ等管理費は2億4,498万8,000円で、前年度に比べ466万2,000円、1.9%の増でございます。増の主な理由は、節10需用費、消耗品費で319万8,000円、節14工事請負費で350万8,000円と、それぞれ減額となりましたが、節12委託料で、不燃物再利用（ガス化溶融）委託8,662万5,000円は、処理量及び処理単価の増に伴い、昨年度より1,236万1,000円増額となったことによるものでございます。

次に、目4資源管理費は1億1,127万2,000円で、前年度に比べ795万8,000円、7.7%の増でございます。増の主な理由は、節12委託料で、リサイクルセンター運転業務委託が増額したことによるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページを御覧ください。目5し尿管理費は3,899万6,000円で、前年度に比べ656万1,000円、20.2%の増でございます。増の主な理由は、節10需用費の修繕料（一般）及び（定期点検）、合わせまして678万6,000円の増となったことによるものでございます。

次に、款5予備費は2億2,700万円で、前年度に比べ200万円、0.9%の増でございます。増の主な理由ですが、私車処分費の精算予定額が増となったことによるもので、私車処分費の精算予定額を除く純然たる予備費は約1,600万円でございます。

続きまして、30ページから33ページまでは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、34ページは債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井かずひこ） 以上で提案理由の説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時10分 休憩

---

午後 1時15分 再開

○議長（坂井かずひこ） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○1番（当麻一哉） では、議案第5号の一般会計予算の歳出から3点質問させていただきます。

まず1点目なのですが、款2総務費、項1総務管理費、目3施設管理費の雑木林周辺住宅雨樋清掃委託、こちらの対応する周辺住宅の軒数、清掃回数、また、清掃単価等をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費で、工事請負費としてクリーンポート照明器具交換工事、こちらは、資料編を見ますと、工場棟1階の既設蛍光灯429台のLED照明器具への交換とありますが、また、先ほど、行政報告の施設の稼働状況でこれまでのことに関しては御説明もいただいていますけれども、改めてLED化の取組状況、そして、今後のLED化の予定等についてお伺いいたします。

そして、3点目、同じく款3ごみ処理費、項1ごみ処理費の目4資源管理費ですが、こちらの委託料のリサイクルセンター運転業務委託が8,146万1,000円です。これは令和5年度予算では7,194万円とありましたが、こちらの増額理由についてお伺いしたいと思います。

以上3点、お願いします。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、施設管理費の委託料の中の雑木林周辺住宅雨樋清掃委託の件について答弁させていただきます。こちらにつきましては、組合敷地雑木林の樹木の落ち葉などが周辺の住宅の屋根に落ちるのです。このため、屋根の雨樋に目詰まりが発生することから、雨樋の清掃業務を造園業者に依頼しています。基本的には雑木林に隣接する敷地境界の世帯を対象に、33軒ほどになりますが、対象世帯においても清掃希望の確認を取った上で対応しているので、実際、33軒ほどの世帯から希望をいただいた方は、毎年やっていることなのですが、令和5年度は対象世帯が11軒でございます。

○技術課長（横山雄一） それでは、クリーンポート照明器具交換工事についての御質問にお答えいたします。取組状況と今後の予定についてのお尋ねでございました。クリーンポート照明器具交換工事につきましては、照明器具をLEDに交換するものでございます。令和4年度から令和9年度にかけて計画的に実施を予定しており、全体で1,721台の交換を予定しているところでございます。令和6年度においては1階の429台、これまでについては、令和4年度に中央制御室、令和5年度に地下1階を実施しております。また、今後については、令和7年度から令和9年度にかけて、工場棟2階から6階を順次LEDに交換していく予定でございます。

○資源推進課長（近藤修一） リサイクルセンター運転業務委託についての御質問でございます。こちらなのですが、数社から、来年度見積りを作るにあたりまして、見積りを徴取したところ、人件費の大幅な上昇ということと、あと、物価の高騰、こういったことを理由に高い見積りが出てきております。こちらの見積りを基に組合内で精査しまして、予算を計上しております。

○1番（当麻一哉） ありがとうございます。照明器具と、あと、リサイクルセンターの件に関しては分かりました。

最初の雨樋の件なのですけれども、こちらは33軒が隣接していて、あくまでも希望されるところを清掃しているということなのです。それは事前に希望を取って、やるということかと思いますが、あと、清掃回数というのはどういう形になっているのか、改めてお伺いします。

○施設管理課長（濱田伸陽） 再答弁させていただきます。こちらにつきましては、雑木林の樹木の落ち葉が落ちる時期なのですけれども、結局、落ち葉が落ちてから実際に雨樋清掃をやるので、やはり、年に1回なのです。それで、これは令和6年度の予算なのですけれども、令和5年度で説明させていただくと、1月の末頃から2月の中旬ぐらいまでにかけて、該当の世帯に雨樋清掃の希望がありますか、ありませんかということで封書にてお知らせをして、それで、後日、ファクスとかメールとかで希望をされる方が御回答していただくという手順を取ってまして、ですから、2月の下旬までにその内容をまとめて、落ち葉が完全に落ち切った頃の3月の、これからですが、令和5年度は対象世帯33軒に対して11軒だったのです。11軒の対象世帯についてこれから実施をしていく形になります。ですから、年に1回だけなのです。あと、例えば、契約単価を申しますと、1軒当たり6,050円になっています。消費税込みです。

○2番（高橋和義） 私からは1点お伺いします。議案第4号、組合経費の負担金について伺います。令和6年度の予算の中で、前年度に比べ5,651万3,000円増の予算要求があったということでありまして、まず、単純に、増額理由について、もう少し教えていただければと思います。

○総務課長（米持謙） 令和6年度の負担金の増額理由について答弁させていただきます。負担金の主な増額理由につきましては、歳出では、各種委託料及び工事請負費で増額となったところがございますが、基金積立金及び人件費等の減により、総額がおよそ1億2,700万円の減額となったこと、また、歳入におきましては、ごみ処理手数料、繰越金及び

諸収入による資源回収物売払等で、総額がおよそ1億8,400万円の大幅な減額となったことから、令和6年度の負担金総額が増額となったことによるものでございます。

○2番（高橋和義） 要因は分かりました。

続いての質問は、負担金の増ということで、5,651万3,000円ということで非常に大きいのかなと思っておりますけれども、また、年度の事業によって増減があるのかなと思います。増える分には、やはり一番気になるところでございます。今は令和6年度予算の審査をしているわけですが、令和7年度以降の負担金の増減の推移など、見込みについて、立っていらっしゃいましたら見解を伺いたいと思います。

○総務課長（米持譲） 続きまして、令和7年度の負担金の増減の推移など、今後の見込みについて、答弁をさせていただきます。令和6年度の負担金の増減の推移見込みにつきましては、清柳園解体工事事業を踏まえた財政フレームにおきましては11億円規模となっておりますが、解体事業費目標額の6億円で賄えなかったことで、令和6年度及び令和7年度に追加の積立金として1億2,000万円が見込まれているところでございます。また、令和9年度以降につきましては、財政フレーム上、10億円規模を下回る予定とはなってございますが、本年度に実施いたします新清掃施設整備基本構想の策定により、大枠の概算事業費が示された際には、施設更新に伴う施設整備基金への計画的な積立てを今後見込まなければならないため、現状の負担金、13億円規模は続いてしまうものと考えております。

○2番（高橋和義） 負担金の今後の見込みについては理解をいたしました。できれば、この増の部分をしてできるだけ抑えていく努力、これが必要だなと思います。また、様々、一般会計の項目の中の一つ一つを積み上げた結果がこの負担金の計算になると思いますので、精査しながら、今年度、来年度、また、その先を見込んで立てていただきたいと思います。これは要望で終わります。

○4番（中村すぐる） 私からは、一般会計予算で、大きく2点についてお伺いできればと思います。

予算書の19ページにあります総務管理費、委託料の中に職員採用試験委託という項目がございます。先ほどの施政方針の中でも新規職員の採用ということで項目、お言葉がございましたけれども、まず、今回計上されている職員採用試験委託で、採用見込みはどのような予定になっているのかということをお伺いすると、あと、関連して、職員採用試験委託は必ずしも毎年予算書に入っているものではないと認識をしていますが、3年から

5年ないし10年ぐらいでの職員の採用見込みというか、採用予定を、お示しいただけるものがありましたら併せてお願いをしたいと思います。

もう1点は、予算書で言うと26ページ、27ページに該当するかなと思うのですが、不燃ごみ等管理費の中でお伺いをしたいのですが、前回の議会で令和4年度の決算審査がありましたけれども、そのときに、リチウムイオン電池の分別周知、令和4年度は特に、チラシを発行してというところが、たしかこの項目であったと思います。今回の予算については特段のという項目は文字としては見られないのですが、恐らく何かを恒常的にやっていたらっしゃる、特に、リチウムイオン電池が混入しないための火災事故防止のための取組をやられているかなと思うのですが、そのところを確認したいと思います。

○総務課長（米持謙） それでは、まず、1点目の職員採用試験委託について答弁させていただきます。議員お見込みのとおり、令和6年度に採用試験を実施いたしまして、令和7年4月採用の予定で行うところでございます。職員の採用につきましては、定員管理計画に基づき実施し、現状の年齢不均衡の是正及び円滑な事務、技術の継承を実現するため、以前の退職者不補充の原則を見直して、将来において安定した組織を維持するため、計画的に採用するものでございます。新規採用につきましては、当初、計画期間中、7名を採用する計画としておりました。また、なお、普通退職などの欠員があった場合は、計画にかかわらず補充することとして採用はしているところでございます。

○資源推進課長（近藤修一） リチウムイオン電池の混入防止のチラシについての御質問にお答えをさせていただきます。令和6年度予算においてはこちらのチラシの予算は計上しておりません。チラシを配るのも一つの方策ですけれども、今後は、やはり年代別に分けて、若い人なんかは、チラシより、SNSを使ったりとか、そういった形の周知の方法が必要かと考えておりますので、そういった形のもを関係市と協議しながら、よりよい方法を探っていきたいと思っております。

○4番（中村すぐる） ありがとうございます。

先に、リチウムイオン電池の混入防止のためのということで、分かりました。もちろん恒常的にそういう取組をやっていらっしゃるということが分かりました。それで、御答弁いただいたとおり、私たちの市議会の中でもそうですけれども、特に、今の若い世代は本当にSNSがたけている世代となってきましたし、私たちの西東京市でもLINEの市の公式のお知らせということもやっておりますので、そういうところとも連携できる可能性もあるのかなと思いました。また、今いただいた御答弁を基に、私たちの市議会の中で

もぜひ議論をしていきたいなと思いましたので、この件は結構です。ありがとうございました。

あと、職員採用試験委託のところですか。今回の予算の使い道の概要と、近年のこの動向としては承知いたしました。これも、西東京市も含め、どこの自治体もそうかなと思うのですが、一定、内定辞退という選択をされる方もいらっしゃるかなと思います。もちろん、それはその方のそれぞれの自由なので、そこまでは止めることはできないということは大前提ではあるのですが、内定辞退について、この間、そういったことがあるのかということと、先ほどのとおり、基本的にはその方の意思なので、そこまでは強制できませんが、何か内定辞退ということを防ぐための手段というか、取組というものをやられていることがあるのか、お聞きしたいと思います。

○総務課長（米持謙） 職員採用の内定辞退について答弁させていただきます。実際、議員のおっしゃるように、当組合も、採用が少ないながらも、内定辞退ということが実際にありました。その際、我々も今後の対応として、その方のみを合格とするのではなくて、複数人を補欠合格として取り扱っておりますので、順次繰上がりで合格とさせていただいているところでございます。

○4番（中村すぐる） ありがとうございます。各自治体のどこも、前からある事象ではありつつ、特に最近はそういうことを多く聞くかなと思っているところでして、柳泉園組合でもそういったことがあるということは承知いたしました。もちろん、まだ入る前なので、なかなかその時点で働きかけをするということも限界はあるかもしれませんが、特に、社会的にはやはりすごくというか、これがなくては、そもそもこの関係市の市民の皆さんのごみ行政は成り立たないという本当に重要な施設ですので、そういったところも内定された方に熱く語っていただく機会があるのかは分かりませんが、本当にやりがいとしてはすごくある職場だと思いますので、ぜひそういったところもアピールをして、内定者の若干の辞退を見越して複数名の合格を出して、もしかしたら結果的に誰も内定しないで入ってくるという場合ももちろんあると思いますが、そういった場合でも、しっかり職場での育成と、この職場での社会的意義ということに責任とやりがいを持てる、そういった職場環境づくりをしていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○3番（北村龍太） 私からは、総務費、総務管理費の積立金の中の職員退職給与基金積立金について質問いたします。御説明によると、定年延長により、基金が4,000万円だ

ったものが1,000万円になるということだったのですけれども、この対応というのは今年度のみのもものになるのか、それとも、来年度以降もまたこの額が変わってきたりするということなのかを詳しく伺います。

○総務課長（米持謙） それでは、職員退職給与基金の今後の積立計画について答弁させていただきます。議員のおっしゃるとおり、定年延長に伴いまして、5年ほど定年退職が延びる関係で、5年間の定年が鈍化するというところで、5年は1,000万円に減額するというところで考えてございます。

○3番（北村龍太） 定年延長を5年とする関係で、5年間、1,000万円になるということでした。

基本的なところで聞きたいのですけれども、そもそも職員退職給与基金積立金というのは、この考え方としては、毎年決まった額を積み立てて、退職者が出るたびに取り崩すという方式なのか、それとも、退職者が数年後に出るということを見越して、その分を見越した上で幾ら積み立てるという形式でやっているのか、そこら辺を詳しく、どうやっているのかということをお説明いただけますでしょうか。

○総務課長（米持謙） 引き続き再答弁をさせていただきます。職員の退職手当につきましては、我々は少ない人数でございますが、各退職年度の人数は把握しているところでございます。そこに合わせまして退職金を積み立てているというところでございます。また、プラスアルファで、やはり、まれではございますが、普通退職もございますので、そこにも対応できるだけの部分は上乘せしているというところでございます。

○3番（北村龍太） 分かりました。そうすると、本来、来年度に退職する方が延長することで、その分の必要だった4,000万円を5年間に分けるという。単純にそうではないのかな。ある程度見越した上で積み立てていくという形になるのかなと思います。もちろん、退職される方、あと、今回は定年延長をされるとはいえ、数年後に退職されて、またその下の後になって退職される方もいる関係で、退職されることには変わりがないので、その積み立てる額をそれに合わせて、今少なくとも、また後年度に必要なとか、そういうこともあると。恐らくそこも含めての計算になるのかなと感じました。先ほど新規採用のお話もありまして、新しく入ってきた方に対してどうこういった技術を継承していくかということも含めて、職員の定数ですとか、そういったところも継続できる対応をぜひともよろしく願い申し上げまして、終わります。

○7番（原田ひろみ） 私も職員のことについて伺いたいと思います。この間の議会の議事録を

見ている、幾つか議論があったと伺っているのですが、委託業者に任せるという業務がいろいろあって、委託業者任せになるのではなくて、本当に柳泉園組合の職員が技術的にも専門性を持ってしっかり対応できることが大事だという議論がされてきたかと思います。本当に適正な管理運営ができていくための前提だと思いますので、そういったところでの技術者の採用はもちろんされていると思うのですが、また、中での養成や研修なども含めて、どんな工夫や努力がされているのかということ伺いたと思います。

あと、先日視察に伺った日野市のところでは、手選別の作業のところだったと思いますが、障害者雇用をされているという話もありました。ここでも委託はされていると思いますが、そういう中で、とても根気が要る、集中力も必要な仕事だと思いますが、そういった障害者雇用をされているケースがあるのかということも、あれば教えてください。

あと、予算資料の12ページ、13ページのところで、クリーンポート長期包括運営管理事業に関わっての大規模補修の予定が示されています。令和6年度もこれだけの補修をやっていくのだということが示されていて、表も分かりやすく、とてもありがたいと思うのですが、これは、先ほどの新しい清掃施設の整備基本構想を策定していくということもありましたけれども、こういった毎年毎年長期にわたっての大規模補修をしていくことによって、クリーンポートは今、23年目を迎えているということですが、一般的には25年という話もありましたけれども、延命していく効果があるのかなと思って受け止めているのですが、その辺の考え方です。こういった計画的に大規模補修をしていくことによって、どれくらい使えていくのかということの見通しがあれば教えていただきたいのと、令和8年度までになっていますが、令和9年度以降の計画も予定が決まっているのかということも含めて伺いたと思います。

○総務課長（米持謙） 当組合の委託事業について御答弁させていただきます。まず、今回は新規事業でプラットフォーム管理業務委託を行ったところでございます。こちらにつきましては、昨年度まで会計年度任用職員による業務を行ってきたところでございます。暫定的に再任用制度が廃止されていることを踏まえて、他の専門業務の関係上、人員としての再任用を業務に充てることができないことから、委託仕様等を考慮した上で実施しているところでございます。我々の技術の継承ということがございましたが、しっかりと電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者等々を育成して、今後の新しい施設にでも対応できる教育等を行っているところでございます。また、東京都主催等の研修にも参加しながら、そういう技術を引き継いでいる現状でございます。



○技術課長（横山雄一） それでは、大規模補修についての御質問にお答えいたします。こちらの延命効果の見通し及び令和9年度以降の見通しということでのお尋ねでございました。まず、こちらの長期包括運営管理事業につきましては、延命化、また、経済的効果を目的として始めた事業でございます。大規模補修をすることによりまして、30年余り使用できるということで、延命化が図られております。令和9年度以降につきましては、大規模補修を行う予定はございません。それ以降については、今後、基本構想等で更新に向けて検討を重ねていく予定でございます。

○7番（原田ひろみ） ありがとうございます。

研修の点は分かりました。本当に専門的な知識も技術も必要な仕事の分野ですので、委託をする業者ときちんと対等にしっかり、打合せも含めてできるようにしていくことが本当に大事だと思いますので、その辺の努力や工夫は引き続きお願いしたいと思います。

1点だけ。障害者雇用の受入れは今のところはないということなのですかね。すみません、その点だけ確認させてください。あと、ぜひ可能性があればそういった道も開いていただきたいなと思いますので、検討していただければと思っています。

あと、クリーンポート長期包括運営管理事業は分かりました。やはり、令和14年までの長期包括運営管理事業の期間ですが、その間は利用できるよということ、延命ができるよという理解でいいのかなと受け止めました。先ほどの最初の質問にもありましたが、新清掃施設整備基本構想は一体的になるのか、個別になるのかということはまだこれからだという話もありましたけれども、通常、不燃・粗大ごみ処理施設の、もう49年目を迎えるこの施設から更新していくということが普通の考え方かなと思っているのですが、やはり、毎年毎年この予算書を見ている、不燃・粗大ごみ処理施設についても、維持・補修をしていくための経費が毎年かかっていると思いますので、そういう意味では、本当に老朽化したところから計画的に更新ができていくように検討されていくべきなのかなと思いますが、その辺についての考え方も併せて伺いたいと思います。

○総務課長（米持譲） まず、1点目の障害者雇用の件でございます。申し訳ございません。先ほど答弁漏れがございました。現在、障害者雇用は行っていないところでございます。また、委託事業者につきましても委託事業者の裁量となっております。ただ、我々の業務上、体を動かすことが多いところがございますので、また、危険なところもございますので、なかなか難しいと考えているところでございます。

また、2点目の施設更新についてでございます。一括で行うのか、分割で行うのかとい

うところでございますが、これはやはり、基本構想の中で費用対効果も踏まえながら、その部分は一定、判断するわけではなくて、概要として提出されるものだと考えているところでございます。

○議長（坂井かずひこ） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金についての討論を終結いたします。

これより議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員です。よって、議案第4号、令和6年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

これより議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂井かずひこ） 討論省略と認めます。以上をもって議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算の討論を終結いたします。

これより議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。原案に賛

成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（坂井かずひこ） 挙手全員です。よって、議案第5号、令和6年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで、事務局より令和6年度柳泉園組合議会定例会日程予定表を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（坂井かずひこ） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、鈴木ゆうま議員は午前10時15分に出席されています。

これにて令和6年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 1時52分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 坂 井 かずひこ

議 員 中 村 すぐる

議 員 鈴 木 ゆうま